

新 旧 対 照 表

開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱

改正案	制定時
<p>(ごみ集積場所寄附申請書)</p> <p>第 11 条 寄附申請者は、ごみ集積場所工事の完了検査終了後、速やかに、ごみ集積場所寄附申請書(様式第 7 号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添付して横浜市長に提出するものとする。</p>	<p>(ごみ集積場所寄附申請書)</p> <p>第 11 条 寄附申請者は、<u>ごみ集積場所の完了検査終了後</u>、速やかに、ごみ集積場所寄附申請書(様式第 7 号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添付して横浜市長に提出するものとする。</p>

ごみ集積場所設置基準

改正案	制定時
<p>I 設置場所について</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。なお、住宅の建築に伴う場合など、居住者が決定していない場合は、近隣住民と調整した上で、決定すること。</p> <p>2 一戸建て住宅の建築の場合</p> <p>2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項</p> <p>(2) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、道路に 1.5 メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを 0.5 メートル以上設けること。</p> <p>3 共同住宅等(共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物)の場合</p> <p>(3) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、道路に 1.5 メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを 0.5 メートル以上設けること。</p> <p>II 手続・管理体制について</p> <p>1 共通事項</p> <p>(4) 収集依頼</p> <p>集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始を希望する日の 1 か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」(別紙 2)を収集事務所に提出すること。</p>	<p>I 設置場所について</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。なお、住宅の建築に伴う場合など、居住者が決定していない場合は、近隣住民と調整した上で、決定すること。</p> <p><u>また、必要に応じて町内会の役員や、本市から委嘱を受けている環境事業推進委員に対しても説明を行うこと。</u></p> <p>2 一戸建て住宅の建築の場合</p> <p>2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項</p> <p>(2) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、<u>間口が道路に</u> 1.5 メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを 0.5 メートル以上設けること。</p> <p>3 共同住宅等(共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物)の場合</p> <p>(3) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、<u>間口が道路に</u> 1.5 メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを 0.5 メートル以上設けること。</p> <p>II 手続・管理体制について</p> <p>1 共通事項</p> <p>(4) 収集依頼</p> <p>集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、<u>収集開始または、廃止を希望する日の</u> 1 か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」(別紙 2)を収集事務所に提出すること。</p>